

# 紀の川直轄改修100周年実行委員会（仮称）の設立について（案）

## ■ 紀の川直轄改修100周年実行委員会

令和5年に紀の川直轄河川改修から100年を迎えることから、これを契機として、紀の川流域の方々に治水・利水・環境等の役割を改めて認識して頂くため、過去の100年の歴史を振り返り、これからの100年に向けて地域の安全・安心を加速化することを目的に効果的な広報・啓発活動を実施するため、紀の川に係る自治体、県、河川管理者等で構成する『紀の川直轄改修100周年実行委員会』を設立する。

## ■ 実行委員会 委員(案)

紀の川直轄改修に係る流域自治体の首長、和歌山県、奈良県、国： 13機関(下図参照)

※実行委員会の開催に先立ち、関係自治体担当者との「準備会」を2回程度開催し、情報共有を図った。

<参考> 準備会、実行委員会の実施状況・予定等

準備会 第1回 R4年10月 5日 100周年の取り組み内容案と実行委員会の設立について

第2回 R5年 1月13日 実行委員会に向けた資料の確認等

実行委員会 R5年 2月13日 100周年に向けた取り組み内容の報告、意見交換等

○・{é - {é B g C [ ¼ Õ

大滝ダム

- 和歌山市
- 岩出市
- 紀の川市
- かつらぎ町
- 橋本市
- 五條市
- 九度山町
- 高野町
- 紀美野町
- 海南市
- 高野町
- 紀美野町
- 海南市
- 和歌山県
- 奈良県
- 和歌山河川国道事務所

○・{é - {é B g C - - Y

- 和歌山市
- 岩出市
- 紀の川市
- かつらぎ町
- 九度山町
- 橋本市
- 和歌山県
- 奈良県
- 和歌山河川国道事務所
- 高野町
- 紀美野町
- 海南市
- 五條市
- 和歌山県
- 奈良県



## 紀の川直轄改修100周年 実行委員会規約(案)

### (名称)

第1条 この会は、紀の川直轄改修100周年実行委員会(以下「実行委員会」という。)という。

### (目的)

第2条 実行委員会は、令和5年に紀の川水系直轄区間の改修着手から100周年を迎えることから、これを契機に地域の方々に紀の川の歴史(治水・利水・環境)を改めて認識していただくため、過去の100年を振り返り、これからの100年に向けて地域の安全・安心の加速化と河川空間の積極的な利活用を促進するために効果的な広報・啓発活動を実施することを目的として、紀の川に関係する自治体、県、河川管理者で構成する『紀の川直轄改修100周年実行委員会』を設立する。

### (事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 「紀の川直轄改修100周年実施行事」の実施に関すること。
- 2 その他、目的を達成するために必要なこと。

### (実行委員会)

第4条 実行委員会の組織は次のとおりとする。

- 1 実行委員会の構成は、委員長 1名、委員 12名とする。
- 2 委員は、別紙のとおりとする。
- 3 実行委員長は、和歌山河川国道事務所長とする。
- 4 実行委員会を補佐するため、実行委員会に準備会を置く。なお、準備会は実行委員会を組織する当該自治体の担当課長(これに相当するものを含む)を幹事として組織する。

### (実行委員会の運営)

第5条 実行委員会の運営は次のとおりとする。

- 1 実行委員会及び準備会は委員長が招集する。また、委員長は必要に応じて文書をもって委員の意見を聴取し、実行委員会の開催に代えることができる。
- 2 実行委員会は、委員に代わり委員が指名した代理者の出席を認めるものとする。
- 3 準備会は、幹事に代わり幹事が指名した代理者の出席を認めるものとする。

### (事務局)

第6条 実行委員会の円滑な運営を図るため、実行委員会に事務局を置く。なお、実行委員会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に置く。

### (委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附則 この規約は、令和5年 月 日から令和6年 3月31日まで施行する。

紀の川直轄改修100周年 実行委員会 委員名簿  
委員一覧

和歌山市長
海南市長
橋本市長
紀の川市長
岩出市長
紀美野町長
かつらぎ町長
九度山町長
高野町長
五條市長
和歌山県 県土整備部長
奈良県 県土マネジメント部長
国土交通省和歌山河川国道事務所長 ○

○：実行委員会委員長